

理事・監事及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あけぼの会の理事・監事並びに評議員の報酬等について定めるものとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第2条 理事が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1に基づきそれぞれの報酬を支払うことができるものとする。

2 交通費は、実費を支給することもできるものとする。

(監事の報酬)

第3条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができるものとする。

2 監事が理事会及び評議員会に出席した以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができるものとする。

3 交通費は、実費を支給することもできるものとする。

(理事・監事の勤務報酬)

第4条 理事・監事が理事会及び評議員会に出席した以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができるものとする。

2 交通費は、実費を支給することもできるものとする。

(理事・監事及び評議員の出張旅費)

第5条 理事・監事及び評議員が、理事長の命を受けて法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額) (※)	そ の 他
実 費	実 費	3, 0 0 0 円	実 費

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払

い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、この細則を適用しない。

(改正)

第6条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

1 平成29年6月10日より施行する。

理事・監事及び評議員の報酬に関する細則2
社会福祉法人あけぼの会

別表1（日額）

名 称	報 酬（※）
理事会出席報酬	3,000 円
評議員会出席報酬	3,000 円

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする

別表2（日額）

名 称	報 酬（※）
監事監査指導報酬	3,000 円

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする

別表3（日額）

名 称	報 酬（※）
理事業務報酬	3,000 円

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする